

○東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院運営規則

(平成 28 年 4 月 1 日 グ規則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 4 条第 6 項、第 9 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 26 条第 2 項に基づき、グローバルイノベーション研究院（以下「研究院」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 研究院は、食料分野、エネルギー分野及びライフサイエンス分野を中心に研究を推進し、先進的な研究成果を持続的に創出する先端研究拠点として本学の研究力強化を図ること並びに特定の政策課題を推進するために本学での研究活動を通して、若手研究者、研究力強化を牽引する人材及び国際的に活躍する人材を育成することを目的とする。

(事業)

第 3 条 研究院は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 先進的研究成果の創出及び研究成果の活発的発信を行う研究特区としての取組に関すること。
- (2) 若手研究者及び女性研究者の採用促進・育成支援並びにイノベーション人材の育成に関すること。
- (3) 外国人研究者の採用促進及び支援に関すること。
- (4) その他学長又は研究院長が必要と認めた事業に関すること。

(研究院長)

第 4 条 グローバルイノベーション研究院長（以下「研究院長」という。）は、研究院の業務を掌理する。

- 2 研究院長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、研究院長の任期の末日は、当該研究院長を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 研究院長が任期の途中で欠けた場合には、後任の研究院長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 研究院長に事故があるときは、次条に定める研究院長代理がその職務を代理し、研究院長が欠員のときは、その職務を行う。

(研究院長代理)

第 5 条 研究院に、グローバルイノベーション研究院長代理(以下「研究院長代理」という。)を置く。

- 2 研究院長代理は、研究院長の指示に基づき、その職務を代行する。
- 3 研究院長代理は、理事、副学長又は教育職員の中から学長が指名する者をもって充てる。

- 4 研究院長代理の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該研究院長代理を指名した学長の任期の末日以前でなければならない。
- 5 研究院長代理が任期の途中で欠けた場合には、後任の研究院長代理の任期は、前任者の残任期間とする。

(副院長)

第6条 グローバルイノベーション研究院副院長（以下「副院長」という。）は、研究院長及び研究院長代理を補佐する。

- 2 副院長は、理事、副学長又は教育職員の中から学長が指名する者をもって充てる。
- 3 副院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただしその任期の末日は、当該副院長を指名した学長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 副院長が任期の途中で欠けた場合には、後任の副院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第7条 研究院に、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要な職員を置くことができる。

(運営委員会)

第8条 研究院に置くグローバルイノベーション研究院運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条各号（第2号を除く。）に掲げる事業に関する事項
 - (2) 研究院の運営に関する事項
 - (3) その他研究院長が必要と認めた事項
- 2 研究院長は、次の各号に掲げる重要事項について決定しようとするときは、運営委員会の議を経なければならない。
 - (1) 第13条第1項に規定する機構の改組又は廃止その他の第3条各号に掲げる事業に関する重要事項
 - (2) その他研究院の運営に関する重要事項
 - 3 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。
 - (1) 研究院長
 - (2) 研究院長代理
 - (3) 副院長
 - (4) その他学長又は研究院長が必要と認めた者
 - 4 運営委員会に委員長を置き、研究院長をもって充てる。
 - 5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長が必要と認めた場合は、研究院長代理が委員長を代理し、運営委員会を招集し、その議長となることができる。
 - 6 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 7 運営委員会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席委員の過半数の賛成をもって決するものとする。
- 8 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 運営委員会は、第2項各号に掲げる重要事項以外の審議事項について、次条第1項に規定するグローバルイノベーション研究院執行委員会に審議を委任し、その議決をもって運営委員会の議決とすることができる。

(執行委員会)

第9条 研究院に、グローバルイノベーション研究院執行委員会（以下「執行委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 前条第9項の規定により運営委員会から審議を委任された事項
 - (2) その他研究院長代理が必要と認めた事項
- 2 執行委員会は、次に掲げる委員で構成する。
 - (1) 研究院長代理
 - (2) 副院長
 - 3 執行委員会に委員長を置き、研究院長代理をもって充てる。
 - 4 委員長は、執行委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 執行委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
 - 6 執行委員会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席委員の過半数の賛成をもって決するものとする。
 - 7 執行委員会は前条第9項の規定により運営委員会から委任された審議事項について議決した場合は、速やかに運営委員会にその結果を報告するものとする。

(研究の重点分野)

第10条 研究院における研究の重点分野(以下「重点分野」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料分野
- (2) エネルギー分野
- (3) ライフサイエンス分野
- (4) 学長が指定する重点分野

(戦略的研究チーム)

第11条 各重点分野の研究を推進するため、戦略的研究チーム（以下「チーム」という。）を置く。

- 2 チームにチームリーダーを置く。

(チームリーダー会議)

第12条 チームの運営に係る次の各号に掲げる事項を円滑に推進するため、チームリーダー会議を置く。

- (1) 重点分野の研究の推進に関する事項
 - (2) その他チームの運営に関する事項
- 2 チームリーダー会議は、次に掲げる委員で構成する。
- (1) 研究院長代理
 - (2) 副院長
 - (3) チームリーダー
 - (4) その他研究院長代理が必要と認める者
(機構)

第 13 条 研究院に、第 3 条第 2 号の事業を行うため、次の各号に掲げる機構を置く。

- (1) 女性未来育成機構
 - (2) イノベーション推進機構
 - (3) テニユアトラック推進機構
- 2 前項各号に掲げる機構に機構長及び機構運営委員会を置く。
- 3 研究院長は、機構の運営を機構長に委任する。
- 4 機構長の指名並びに機構の組織及び運営等について必要な事項は、別に定める。
(事務)

第 14 条 研究院の事務は、関係部局の協力を得て、研究推進部研究支援課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、研究院の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農工大学グローバルイノベーション研究機構の運営に関する学長裁定(平成 26 年 6 月 23 日)は、廃止する。